

テロ等準備罪（共謀罪）を含む組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案の廃案を求める意見書

内閣総理大臣 安倍晋三 殿
法務大臣 金田勝年 殿
国政政党 各位
参議院議員 各位

全国青年司法書士協議会
会長 広瀬 隆
東京都新宿区四谷2-8 岡本ビル5階
TEL03-3359-3513 FAX03-3359-3527
URL <http://www.zenseishi.com/>

全国青年司法書士協議会（以下「当協議会」という。）は、全国の青年司法書士約2、700名で構成され、「市民の権利擁護及び法制度の発展に努め、もって社会正義の実現に寄与すること」を目的とする団体である。

当協議会は、現在国会で審議されている「テロ等準備罪（共謀罪）」を含む組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案の廃案を求め、下記のとおり意見を表明する。

第1 意見の趣旨

「テロ等準備罪（共謀罪）」を含む組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案（以下「共謀罪法案」又は「本法案」という）の即時廃案を求める。

第2 意見の理由

1. 共謀罪法案提出の経緯（立法事実の不存在）

政府は、過去3度廃案になった共謀罪法案を「テロ等準備罪」と呼称を変え国会に提出した。また、本法案提出の趣旨として、2020年開催の東京オリンピック・パラリンピックにおけるテロを防止する対策として共謀罪が必要であり、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約（以下「TOC条約」という）締結には共謀罪新設が必要不可欠であると説明していた。

ところが、5月19日の衆議院法務委員会において、金田法務大臣は「立法事実はいくまでも条約であると考え」と、テロ対策が直接の立法事実ではない旨の答弁をした。衆議院で一月以上審議されたにも関わらず、未だに立法事実さえ揺れ動いているのである。

また、共謀罪新設が条約批准に必要だとしても、それは抽象的な理由に過ぎず、277個もの共謀罪が必要であるという個別具体的な立法事実は未だに示されていない。

立法事実の説明できない本法案は、法案提出の前提を欠くものであるから、直ちに撤回すべきである。

2. 条約との関係

上記のとおり、政府は、本法案成立の目的の一つとして、TOC条約の批准を掲げている。

しかし、TOC条約は、国際的なマフィアなどの金銭的利益を目的とした重大犯罪計画を対象としたものであり、テロ対策を目的とするものではない（なお、テロリズムに対する国際協力の強化として、我が国は、既に13のテロ防止関連諸条約について批准している。）。

批准に関しては、国内法に合わせた選択や留保も可能であるし、批准後に国内法を整備することも認められる。

また、我が国では、既に「未遂」以前の「予備」「陰謀」「準備」段階の行為を処罰の対象とする規定が存在していることから、他の重大犯罪に関しても、本法案のような包括的な整備ではなく、個別的・追加的な法整備で足りるといふ指摘もなされている。

更に、TOC条約は、公務員の腐敗行為の犯罪化（同条約第8条）、及び、金銭的利益を得ることを目的とした経済犯罪の処罰（同条約第5条以下）を求めているが、本法案では、公務員の腐敗行為である公職選挙法、政治資金規正法、政党助成法違反、特別公務員職権濫用罪・暴行陵虐罪などの犯罪が対象犯罪から除かれており、また経済犯罪についても、商用賄賂罪、独占禁止法、酒税法、石油税違反など、当然に設けるべき犯罪が対象犯罪から除かれている。

よって、本法案は、TOC条約の趣旨に反しており、TOC条約批准のために共謀罪を創設するという政府の説明は矛盾している。

3. 本法案の問題点

さらに本法案は以下の点において問題がある。

(1) 現行刑法の体系を根底から変容させるものとなること

本法案は、①テロリズム集団その他の組織的犯罪集団が、②二人以上で犯罪を計画（共謀）した者は、③準備行為したことをもって、処罰の対象とするものである。政府が如何に、従来の共謀罪と異なると答弁しても、実行行為に至らない単なる合意のみをとらえて犯罪とする本質に変わりはない。

現行刑法の体系は、法益侵害を犯した既遂犯を原則として、例外的に、未遂罪を処罰している。また、実行の着手に至る前に処罰する「予備罪」「陰謀罪」「準備罪」に関しては、特定の凶悪犯罪に対する刑罰等、ごく少数の規定にとどまる。これは、国家による刑罰権は、人々の生命、自由、財産に対して大きな制限を加えるものであることから、その行使は必要最小限とすべきという考え（刑法の謙抑性）に基づいている。

ところが、本法案が成立すると、これまで予備行為をしても処罰されなかった多くの犯罪が、計画段階において処罰されることになる。これにより、法益侵害の具体的危険性が生じない段階で処罰することが可能となるのであり、現行刑法体系を根底から変容させるものである。

(2) 「組織的犯罪集団」の認定につき、恣意的運用がなされるおそれがあること

本法案の処罰の対象は、「テロリズム集団その他の組織的犯罪集団」である。政府は、テロ対策の法案であると強調しているが、「テロリズム集団」の記載は単なる例示に過ぎないことは国会でも答弁されている。

本法案において、条文の規定する団体には何ら限定がなく、「結合関係の基礎としての共同の目的が別表第三に掲げる罪を実行する」（改正後の組織的犯罪処罰法第6条の2第1項）という縛りしかない。従って、ピアノ教室や合唱団であっても処罰の対象（著作権法違反の組織的犯罪集団）となるなど、いわば国内に存在する全ての団体が捜査の対象となると考えられ、当該認定は捜査機関の判断に依拠せざるを得ず、恣意的な運用がなされるおそれがある。

真にテロ対策のために本法案を新設するのであれば、「組織的犯罪集団」を明確に定義し、犯罪の「常習性」「反復継続性」等を明記した上で、一般市民が不当な捜査対象とされない措置をとるべきである。

(3) 刑罰の明確性の原則に反し、その処罰の範囲が過度に広汎であること

共謀の方法に制限はなく、また黙示でも共謀が成立するとされている。現代のインターネット社会においては、人々はSNS、メーリングリストなど様々な媒体でつながりを持っているところ、その投稿に共感したり、広めたりする行為はもちろんのこと、場合によっては積極的な行為がなくても黙認したものとして共謀と認定されるおそれがある。

また、準備行為に関しても、生活費の引き出し、通勤、花見などの日常生活上の行為と、条文上に例示された「資金又は物品の手配、関係場所の下見その他の計画」という準備行為とは、外形上区別することはできない。

結果、人々は何をすれば共謀となり、何が準備行為となるかを判断する事ができず、必要以上に行動を抑制するといった萎縮効果をもたらすこととなることは明白であり、これは憲法が要求する刑罰法規の明確性の原則に反する。

加えて、本法案は、これまで予備罪や未遂罪ですら成立しなかった多くの犯罪に関して、一律に共謀罪を設けるものである。予備や未遂ですら処罰の対象でない行為に関して、共謀を処罰する必要性が無いことは明白である。本法案の処罰の範囲は過度に広汎であると言わざるを得ない。

以上より、本法案は、明確性の原則に反し、また処罰範囲が過度に広汎であることから、刑罰について適正手続を求めている憲法 31 条に反する法案である。

(4) 憲法が保障する「思想良心の自由」「表現の自由」「労働基本権」を侵害するおそれがあること

本法案の成立により、デモ行為・座り込みといった市民運動や労働基本権に基づくストライキ・団体交渉などの争議行為が、計画段階において捜査や処罰の対象となるおそれがある。

市民運動は、民主主義社会の形成に欠かせない活動であり、また、争議行為は、勤労者の生活の維持向上のための権利行使であって、ともに憲法で保障された権利である。

捜査の結果、処罰に至らなかったとしても、権力の介入が、これらの活動に対する「脅し」となって萎縮的な効果をもたらすことは想像に難くない。ひいては、思想や良心の領域まで踏み込むおそれもあることは歴史が示すとおりである。

本法案は、憲法が保障する「思想良心の自由（同第 19 条）」「表現の自由（同

第 21 条)」「労働基本権(憲法第 28 条)」を侵害するおそれがある。

(5) 監視社会が深刻化するおそれがあること

現在でも警察は、公共の安全と秩序の維持を理由として、個人情報取得を行っている。例えば、国際テロ捜査資料流出事件ではイスラム教徒であるというだけで、大垣警察市民監視事件では風力発電建設反対の勉強会に出たというだけで、個人情報取得されたことが発覚した。

現在の法体系において、警察によるこのような監視は違法である可能性が高い。

しかし、本法案が成立すれば、共謀があると警察が思料するだけで捜査が可能となるため、上記のような情報収集や過度の監視であっても、適法なものとなることが想定される。

また、「おとり捜査」でさえも適法な捜査となりかねない。

さらに、本法案には自首した者の刑の減免規定(第 6 条の 2 第 1 項但書)もあることから、私人間における不安感・不信感の高まりや相互監視があいまって、監視社会が深刻化するおそれがある。

4. よって、以上の理由から当協議会は、本法案の即時廃案を求めるものである。

以上